

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

条 例

- 福島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例 二
- 福島県税条例の一部を改正する条例 二
- 福島県特別措置条例の一部を改正する条例 三
- 福島県旅費条例の一部を改正する条例 三
- 職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 三
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 三
- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 三
- 知事等の給与の特例に関する条例 三
- 福島県防災基本条例 四
- 福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例 四
- 福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 四

- 福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 四
- 福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 四
- 福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 四
- 福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例 五
- 福島県水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 五
- 福島県認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 五
- 福島県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 五
- 福島県ハイテクプラザ条例の一部を改正する条例 三
- 福島県ロボットテストフィールド条例を廃止する条例 三
- 福島県立テクノアカデミー条例の一部を改正する条例 三
- 福島県家畜取引法施行条例の一部を改正する条例 三
- 福島県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部を改正する条例 三
- 福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例 三
- 福島県都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 三
- 福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例 三
- 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 三
- 福島県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例 三
- 福島県立美術館条例の一部を改正する条例 三

第八条第一項中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を第十条とする。  
 第七条第三号中「者」の下に「(以下「国等」という。)」を加え、同条を第九条とする。  
 第二章を第三章とする。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準

(土砂等の安全基準)

第七条 土砂等の埋立て等を使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。

3 知事は、安全基準を定めようとするときは、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(安全基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止等)

第八条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は安全基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。

2 知事は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、若しくは行った者、当該土砂等を搬入した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者、当該土砂等を搬入された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第二十七条第四項の規定を受けている者に対する同項の規定の適用については、なお従前の例による。

(産業廃棄物課)

福島県条例第十一号

福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。  
 第十三条第一項第六号及び第二十二条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(社会福祉課)

福島県条例第十二号

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。  
 第十二条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第六項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第十三号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。  
 第十一条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四十五条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第六項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県条例第十四号

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例

福島県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第七条第一項ただし書中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十五号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第二百四十七条第一項、第八十二条第一項及び第八十九条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十六号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二百二十九条第一項、第六十六条第一項及び第七十三条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第十七号

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第八十八条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第十八号

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

福島県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第十九号

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十号

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第五項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第二十一号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例（昭和四十三年福島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。